

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則

平成27年 3月30日規則第21号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成27年条例第17号）の施行に関しては、大阪市の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。